

令和7年度事業計画

一般財団法人日本陶業連盟

一般財団法人日本陶業連盟においては、国内陶磁器産業全般に亘る振興・発展並びに陶磁器文化の普及・向上を図るため、本年度において、以下の事業を行うこととする。

1. 日本陶磁器センタービルの活用を通じた地域貢献及び公益事業

①当連盟の公益事業として、中部リサイクル運動市民の会へ当センター5階事務所を無償貸与することで同会が実施する公益事業の支援を行う。また、同会が行うリサイクル事業（リサイクル市への会場提供等）に協力する。

②愛知県国登録有形文化財所有者の会が主催する有形文化財建物公開事業への協力。

2. 陶磁器事業者の経営改善に関する事業

①会員団体及び傘下事業所の経営安定・改善に資するため、各種経済状況について情報の収集と提供を行う。また、国及び関連する団体等と協調し、会員団体に有用な支援策などの情報提供等を行う。

②国の中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例措置に必要な証明書発行団体として、陶磁器製造事業者が導入する設備に対し生産性向上の証明を行う。

3. 陶磁器に関する情報の収集及び提供事業

①経済産業省の発表する、生産動態統計月報及び、工業統計のデータ等を活用し、それから得られた、陶磁器業界の現況と推移等の情報を、日陶連ニュース、ホームページ等により発信する。

②陶業連盟が保有するJIS規格（耐熱食器・ボーンチャイナ）の管理、ISO基準などについて国内及び、諸外国の動向等を把握し適宜その情報を提供する。

4. 陶磁器に関する知識の普及及び啓発事業

①日本陶磁器センターの4階展示室において日本陶業連盟が保有する昭和初期の工芸技術作品を展示するとともに、ホームページに掲載し一般参観へのPRを行う。

②同工芸作品を、関係する公的機関等からの貸出し要請に応じるなど、広く一般に公開させることで日本陶磁器産業の文化的向上に努める。

5. 電磁器製品、窯業顔料の業界振興事業

- ①電磁器製品（ガイシ等）メーカーの全国組織である日本電磁器協会と、窯業顔料メーカーの全国組織である日本窯業顔料工業会の事務を受託するとともに、各団体構成員の情報の共有のための各種会議の開催。
- ②日本電磁器協会の保有する J I S 規格の管理（改正等）。

6. 労働基準法及び労働安全衛生法に係る情報の提供

7. じん肺対策の強化をはじめ健康診断、環境測定等改善指導などの推進

8. 最低賃金制度などの指導および情報提供

9. 外国人技能実習制度による技能評価試験に関する事業

- ①国の国際貢献の一環として実施する「外国人技能実習制度」に基づき、技能習得を目的に来日する外国人に対し、陶磁器製品製造技術の習得のための技能実習の推進。
- ②外国人実習生の技能の修得度を段階的に評価するための各級試験（初級・専門級・上級）の実施。

10. 特定技能外国人制度による外国人雇用に関する事業

- ①特定技能外国人の受入れ事業を実施する民間団体へ正会員として加入、技能試験の作成・実施などを行う。

11. 日本陶磁器センタービルの賃貸、管理・運営に関する事業

- ①日本陶磁器センタービルの貸事務所、貸会議室の稼働率向上を目指すとともに、そのための維持管理に必要な修理（エレベーター等）・保全の推進。
- ②法例に定める建物の防火管理と、防火設備の更新。
- ③館内テナント事務所、店舗と協調し犯罪、災害の防止等に努める。

11. その他、陶磁器業界に必要とする事業の推進